

別表 2

事業者の皆様への要請 (3(3)②関係)

以下のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等、「3(3)①全ての事業者等の皆様へ」に記載されている事項を徹底してください。

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	要請内容
「飲食店※1」・「遊興施設※2」のうち、食品衛生法における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）、飲食業の許可を受けている結婚式場等（披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も含む）	<p>法 24 条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数制限（同一グループ・同一テーブル 4 人以内※3。ただし、乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く。） <ul style="list-style-type: none"> * 店舗入口及び店内に、「同一グループ・同一テーブル 4 人以内」である旨を掲示してください。 * 結婚披露宴を行う場合において、参加者全員が PCR 等検査を受け、陰性のとき※4は、同一テーブル 5 人以上でも可とします。（「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」又は「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」に限ります。） なお、この取扱いを希望する場合は、県に申し出ください。 <p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のとおりの営業時間の短縮、酒類提供の制限 <ul style="list-style-type: none"> ① 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」 21 時から 5 時は営業しない ② 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」以外 20 時から 5 時は営業しない 酒類提供停止 下表 1 の感染防止対策の徹底。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象から除きます。

※3 ワクチン検査・パッケージ制度及び対象者全員検査による緩和は、実施しません。

※4 3 日以内の PCR 検査等 (LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。) 又は 1 日以内の抗原定性検査の結果が陰性の場合。なお、未就学児（概ね 6 歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。

施設の種別（国の通知による区分）	要請内容
施行令 11 条施設（1,000 m ² 超え）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、観覧場、演芸場、映画館 ・ 集会場、公会堂 ・ 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ・ 運動施設又は遊技場の一部 　　体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど ・ 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く） 	<p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下表 1 の感染防止対策の徹底 ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照） <p>法 24 条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの人数制限と同様の人数制限
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動施設又は遊技場の一部 　　マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど ・ 遊興施設の一部 　　個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など ・ サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く） ・ 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く） 	<p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下表 1 の感染防止対策の徹底 ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照）